

ロボホンビジネス利用プラン加入規約

シャープ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社製ロボット型携帯端末（第2条（用語の定義）にて定義します。以下「ロボホン」といいます）の法人ユーザー（以下「申込者」といい、第2条（用語の定義）で定義します）向けロボホンサービスを利用するためのロボホンビジネス利用プランの利用および法人向けロボホンサービスの提供に関し、次のとおり規約（以下「本規約」といいます）を定めます。ロボホンビジネス利用プランのお申込みとご利用に際しては、本規約を遵守していただくものとします。

第1章 総則

第1条 （規約の適用）

1. 当社は、本規約の定めに基づき、ロボホンビジネス利用プラン（第2条（用語の定義）にて定義します）を販売します。
2. ロボホンビジネス利用プランはロボホン本体について、以下の時点でのみ利用の申し込みができるものとします。
 - (1) ロボホン本体の購入時
 - (2) 初期化済みの中古のロボホン本体を入手した時
3. 申込者は、本規約、本規約に付随する特約、法人向けロボホン利用規約、法人向けロボホンプライバシーポリシー等、当社と申込者の間で適用される規約、ガイドラインその他のロボホンに関する合意事項の全て（以下すべて併せて「法人向けロボホン利用規約等関連規約」といいます）に同意し、遵守し、また法人向けロボホン利用規約等関連規約に定められた申込者の義務と同等の義務を利用者（第2条（用語の定義）で定義します）に遵守させる必要があります。
4. 申込者はロボホンビジネス利用プランを利用者が利用するに際して、利用者が法人向けロボホン利用規約等関連規約に対して同意し、遵守することを当社に対して保証するものとします。
5. 本規約に定めのない事項については、法人向けロボホン利用規約等関連規約に準ずるものとします。
6. 当社は、ロボホンビジネス利用プランの円滑な運用を図るため、必要に応じて申込者にロボホンビジネス利用プランの利用に関する諸規定を通知します。当該諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
7. 本規約の内容と、前項の諸規定の条件が矛盾する場合は、前項の諸規定が優先して適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約における用語を、以下各号のとおり定義します。

- (1) 「ロボホンポータルサイト」とは、当社が運用する本サービスのためのサポートサイトで、下記の URL で表示されるサイトをいいます。
(<https://robohon.com/>)
- (2) 「ロボホン (3G・LTE)」とは、当社が製造および販売するロボット型携帯端末 (型番: SR-01M-W、SR-03M-Y) をいい、電話機能と Wi-Fi 接続の両方が利用できるモデルをいいます。
- (3) 「ロボホン (Wi-Fi)」とは、当社が製造および販売するロボット型携帯端末 (型番: SR-02M-W、SR-04M-Y) をいい、Wi-Fi 接続専用のモデルをいいます。
- (4) 「ロボホンライト」とは、当社が製造および販売するロボット型携帯端末 (型番: SR-05M-Y) をいい、Wi-Fi 接続専用で二足歩行機能を除いたモデルをいいます。
- (5) 「ロボホン」とは、ロボホン (3G・LTE)、ロボホン (Wi-Fi) およびロボホンライトの総称をいいます。
- (6) 「ロボホンビジネス利用プラン」とは、法人ユーザー向けに当社が提供する、法人向けロボホンサービスを利用するための専用プランをいい、ビジネス基本プラン等、別紙 1 (ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および料金) に規定する複数の種類のプランがあります。使用するロボホン 1 台毎にプランの契約が必要です。
- (7) 「申込者」とは、ロボホンを購入し、利用者にロボホンを使用させるため、ロボホンビジネス利用プランの利用を希望するまたは利用する法人をいいます。
- (8) 「利用者」とは、申込者が購入したロボホンの使用を申込者から許諾され、実際にロボホンを使用する者 (主に申込者の従業員や顧客を想定します) をいいます。
- (9) 「利用登録」とは、別途提供する当社所定の申込書により、申込者がロボホンビジネス利用プランの利用申込みを行い、ロボホンビジネス利用プランを利用することをいいます。
- (10) 「ビジネスケアプラン」とは、当社が提供する法人ユーザー向けの有償修理サービスであり、当社が指定する運送会社が、申込者の指定する場所 (日本国内限定) までロボホンを引き取りに伺い、修理完了後、返送するサービスをいい、使用するロボホン 1 台毎に当該プランの契約が必要です。
- (11) 「法人向けロボホンサービス」とは、当社が申込者および利用者に提供するサービスをいい、クラウド音声対話サービス、端末機能、クラウドサービスを中心とした、ロボホンに搭載される各種ソフトウェアにより実現する各種機能をいいます。法人向けロボホンサービスの詳細は、別途提示する法人用ロボホン利用規約を参照ください。

- (12) 「利用登録」とは、別途提供する当社所定の申込書により、申込者がロボホンビジネス利用プランの利用申込みを行い、利用者がロボホンビジネス利用プランを利用するための法人利用者 ID を当社より交付されることをいいます。
- (13) 「法人用マイページ」とは、当社が運営する、法人利用者 ID で利用できる、ロボホンの管理やアプリケーションのインストール等の機能を提供する Web サービスをいいます。
- (14) 「法人利用者 ID」とは、当社が提供する、利用者が法人向けロボホンサービスの提供を受けるために必要な ID をいいます。

第2章 ロボホンビジネス利用プランの料金・支払いについて

第3条 (ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および利用料金)

ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および利用料金については別紙1 (ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および料金) に規定します。ロボホンビジネス利用プランを購入頂かないとロボホンと会話をするなどの機能は一切作動しません。ロボホンビジネス利用プランを購入することにより当社から提供される法人向けロボホンサービスの詳細については、法人用ロボホン利用規約をご参照ください。

第4条 (支払い)

申込者は、当社からの請求書に定める期日および方法に従い、ロボホンビジネス利用プランの利用料金を支払うものとします。また、支払いに要する手数料等の費用は申込者が負担するものとします。

第5条 (遅延損害金)

1. 申込者は、利用料金等のその他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5% の割合で計算して得た額を遅延損害金として、前条に従って当社に支払うものとします。
2. 前項の場合、当社は法人向けロボホンサービスの提供を停止することがあります。遅延損害金を含む料金の支払いが当社にて確認できた後、当社は法人向けロボホンサービスの提供を再開します。

第3章 ロボホンビジネス利用プランの利用について

第6条 (本規約の対象)

申込者は、当社から書面にて別途許諾を得ている場合を除き、日本国内に本店を有す

る法人に限定します。一般個人の方はご契約いただけません。

第7条 (ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続)

1. 申込者は、ロボホンポータルサイトに掲載される法人窓口より、当社所定の手続を行ってください。
2. ロボホンビジネス利用プランの利用に際して、申込者は、本規約に同意した上、別途提供する当社所定の申込書による利用登録の申込みが必要です。
3. 当社は、申込者からの利用登録の申込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申込みの承諾または拒絶を決定します。当該審査の結果、次に掲げる事由に該当する場合、当社は利用登録の申込みに対し、拒絶することがあります。
 - (1) 利用登録申込みに際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合
 - (2) 以前に申込者が第 15 条（当社によるロボホンビジネス利用プランの利用停止・契約の解除）第 2 項に基づきロボホンビジネス利用プランの全部もしくは一部の利用を停止され、または利用登録を抹消されたことがある場合
 - (3) 申込者より利用登録に必要な情報（IMEI 情報や製造番号等）を当社所定の方法で提出されない場合
 - (4) 申込者が実在しない場合
 - (5) 当社の業務遂行上または技術上の支障がある場合
 - (6) その他当社が不相当と認めた場合
4. 前項により利用登録の申込みを拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。
5. 申込者は申込書上に、サービス利用開始日を指定するものとします。サービス利用開始日は、申込書の提出日以後で、かつ、申込者が所有する各ロボホンの IMEI 情報または製造番号を当社所定の方法で提出した日から当社の 5 営業日以後の日付を指定してください。上記以前の日をサービス利用開始日として指定をされた場合、または、未指定の場合は当社が指定させていただきます。
6. 当社が利用登録の申込みを承諾した場合、当社は申込者に対し申込手続完了の通知をします。なお、この通知の発信により、申込者が記入したサービス利用開始日もしくは前項後段の定めに則り当社が指定した日より当社と申込者との間に本規約に基づく契約が成立し、本規約の適用が開始するものとします。
7. 当社は申込手続完了の通知とともに、ロボホン 1 台毎に 1 つの法人利用者 ID とパスワードを交付します。

第8条 (本規約に基づく契約の有効期間)

1. 本規約に基づく契約の有効期間は、新規契約の場合、第 7 条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）第 6 項に従って確定したサービス利用開始日から開

始し、サービス利用開始日の属する月の翌月 1 日から起算して、購入されたプランの有効期間の終了期日が到来するまでとします。

2. 本規約に基づく契約が有効期間内に解約または解除により終了した場合、当社は法人向けロボホンサービスの提供を停止します。ただし、第 15 条（当社によるロボホンビジネス利用プランの利用停止・契約の解除）第 3 項および第 16 条（申込者都合等によるロボホンビジネス利用プランの解約）第 2 項に定めるとおり、当社は既に支払われた代金の返金はいたしません。
3. 当社は第 1 項で規定する終了日の 2 ヶ月半前に更新について案内を行います。申込者から当社に対して更新申込がされない場合、自動延長はせず、法人向けロボホンサービスの提供は終了します。
4. 前項で規定する更新案内に規定する手続きに基づき、申込者から当社に対して更新申込がなされた場合、当初の契約期間終了日の翌月 1 日から起算して、購入されたプランの有効期間の終了期日が到来するまで契約期間が延長されるものとします。

第9条 （登録事項の変更届出）

申込者は、利用登録における法人名、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。

第10条 （ロボホンビジネス利用プランを利用するための通信費用等）

1. ロボホンビジネス利用プランを利用するためには、通信環境が必須です。モバイル通信サービス等の nanoSIM カードを端末に挿入する（ロボホン（3G・LTE）のみ）か、または Wi-Fi 環境下でご利用ください。
2. 申込者は、ロボホンビジネス利用プランを利用するために必要なロボホン、前項に定める通信環境に必要な機器である nanoSIM カード（ロボホン（3G・LTE）のみ）、無線 LAN 機器または通信回線、その他必要となる機器につきましては、申込者の費用と責任にて用意するものとします。
3. ロボホンビジネス利用プランを利用いただくために必要なインターネット接続サービスのプロバイダー料、通信費等インターネットによる通信に必要な諸費用は全て申込者に負担いただきます。利用にあたっては、パケット通信料定額サービスへの加入をおすすめします。これらの機器、インターネット回線等の不具合により、申込者がロボホンビジネス利用プランの利用に支障を来したとしても、当社は一切責任を負いません。

第11条 （法人向けロボホンサービスの提供区域）

法人向けロボホンサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。法人向けロボホンサービスを日本国外でご利用いただくことはできません。

第12条 (通信環境の与える影響)

1. ロボホンビジネス利用プランの利用状況は通信環境に依存します。申込者の利用する通信環境の電波が弱い、もしくは通信制限による速度規制の状態といった場合はロボホンビジネス利用プランを満足に利用できない可能性がございます。利用に当たっては電波状態の良い場所をご利用ください。
2. クラウド音声対話サービス機能は、ご加入のロボホンビジネス利用プランの種類により、1ヵ月にお使い頂ける会話量に上限が設定されますので(プラン毎の会話量の上限については別紙1に定めます)、上限を超えた場合、認識精度が落ちる、音声認識ができなくなる等、機能上の制約が発生いたしますので予めご了承下さい。

第4章 法人利用者 ID について

第13条 (法人利用者 ID およびパスワード)

1. 第7条(ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続)に従ってロボホンビジネス利用プランの申し込みが完了した後、申込者は法人利用者 ID およびパスワード(以下「ID 等」といいます)を当社から交付されます。
2. 申込者は交付された ID 等の管理、およびその使用に関して一切の責任を自身で負うものとします。
3. 申込者は ID 等について利用者を除く第三者に利用させないものとします。ロボホンビジネス利用プランにおいて ID 等が使用された場合、当該 ID 等を保有する申込者または利用者がロボホンビジネス利用プランを利用したものとみなします。
4. 申込者は、交付された ID 等またはロボホンの盗難、紛失またはこれらが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合はこれに従うものとします。
5. 申込者は、交付された ID 等を第三者に譲渡すること、貸与することはできません。また、本規約に基づく申込者の権利は、相続されないものとします。
6. 当社は、交付された ID 等の窃用による申込者の損害または申込者が第三者に与えた責任を負わないものとします。

第5章 利用の制限、解約等

第14条 (禁止行為等)

1. 申込者は下記の事項を行ってはならないものとし、利用者がこれを行わないよう、遵守させるものとします。
 - (1) ロボホンに関する当社のサービスの実施を妨げる行為（情報の改ざん、不正アクセス、コンピューターウイルス等の送信）
 - (2) ロボホンビジネス利用プラン利用に当たって虚偽の内容を申請する行為
 - (3) 他人の ID 等を不正に使用する行為
 - (4) ID 等を第三者に譲渡または使用させる行為
 - (5) その他、申込者の承諾を得ないまま申込者に成りすましてロボホンビジネス利用プランを利用し、また情報を送信、書き込む行為
 - (6) 当社または第三者の著作権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為
 - (7) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるような行為
 - (8) 他の利用者がロボホンビジネス利用プランを利用することを妨げる行為
 - (9) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為
 - (10) 本規約のいずれかに違反する行為
 - (11) その他当社が不適切行為と判断した場合
- (1) 当社は、申込者の行為が以下の項目のいずれかに該当する場合、申込者への事前通知のうえ、ID 等の使用停止、ロボホンビジネス利用プランの提供拒否、利用制限等を行うことができるものとします。前項の禁止事項の一つに該当する場合
- (2) 代金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合
- (3) 電話、FAX、E メールその他の手段によっても、連絡が取れなくなった場合
- (4) 第 7 条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）第 3 項に定める拒絶事由に該当する場合
- (5) その他、当社が不適切と判断した場合

第15条（当社によるロボホンビジネス利用プランの利用停止・契約の解除）

1. 当社は、申込者に 90 日間の予告期間をもって通知することにより、ロボホンビジネス利用プランの全部または一部を終了させることができます。
2. 第 1 項の規定によりロボホンビジネス利用プランの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に本規約に基づく契約が解除されたものとします。
3. 当社は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、ロボホンビジネス利用プランの全部もしくは一部の利用を停止、または本規約に基づく契約を解除することができます。この場合、当社はすでに申込者が支払い済みの料金の返還は一切行いません。また、これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

- (1) 申込者が本規約またはロボホンビジネス利用プランと連携する各種サービスに関する個別規約に違反した場合
 - (2) 第14条（禁止行為等）の規定によりロボホンビジネス利用プランの利用が停止または制限された場合において、申込者が当該停止または制限の日から1ヵ月以内に当該停止または制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止または制限が第14条（禁止行為等）第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (3) 第14条（禁止行為等）第2項の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
 - (4) 出荷から1ヵ月経過後もIMEI情報または製造番号等、利用登録に必要な情報を提出いただけないとき
 - (5) ロボホンを申込者の名義のロボホンビジネス利用プランの加入された状態のまま第三者に譲渡したことが判明したとき
 - (6) 申込者が当社の指示を遵守しなかった場合
 - (7) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (8) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (9) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (10) その他、申込者または利用者に不適切な行為があると当社が判断した場合
 - (11) 当社による法人向けロボホンサービスの提供に支障を及ぼすおそれがある場合
4. 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生しもしくは発生するおそれがある場合、システムの保守・点検を緊急的に行う必要が発生した場合、通信障害もしくは設備障害への対応を余儀なくされた場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、法人向けロボホンサービスの全部もしくは一部を一時的に中断または停止することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第16条（申込者都合等によるロボホンビジネス利用プランの解約）

1. 申込者は当社所定の申込手続きにより、ロボホンビジネス利用プランの解約の申込みを行うことができます。この場合において、当社にて手続きが完了した時点で本規約に基づく契約は終了するものとします。
2. 当社は、本規約に基づく契約の有効期間が残存していても、既に申込者が支払った料金については理由の如何を問わず返還しないものとします。

3. ロボホンビジネス利用プランのみについて解約を申し込んだ場合、ロボホンに関する当社提供の他のサービスプラン等については解約の申込みがあったものとみなされません。ロボホンビジネス利用プランを解約されても、他のサービスプラン等（ビジネスケアプラン等）については強制的には解約されませんのでご注意ください。全てのサービスプラン等を解約されたい場合、それぞれのサービスプラン等について、解約手続きが必要です。
4. ロボホンを譲渡または廃却その他で利用を停止する際は、必ず本規約に基づく契約および契約済みのその他のサービスプラン等を全て解約してください。

第17条（申込者都合等によるロボホンビジネス利用プラン解約後の再加入に関する特約）

1. 申込者は、前条の申込手続きによりロボホンビジネス利用プランの解約をされた場合および第8条（本規約に基づく契約の有効期間）3項に基づき更新申込がなされずロボホンビジネス利用プランのご利用を終了した場合でも、第7条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）に従い、当社所定の申込手続きにより再度の加入申込みを行うことができます。
2. 前項に規定する再度の加入申し込みの場合、再加入後のロボホンビジネス利用プランの有効期間は、第8条（本規約に基づく契約の有効期間）第1項の規定にかかわらず、第7条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）第6項に従って確定したサービス利用開始日から開始し、サービス利用開始日の属する月の1日から起算して、購入されたプランの有効期間の終了期日が到来するまでとします。

第6章 その他

第18条（ロボホンビジネス利用プランの内容の変更）

当社は、当社の都合により、ロボホンビジネス利用プランの内容や提供条件の変更を行うことができるものとします。申込者の契約内容や提供条件に影響を及ぼす場合、当社は申込者に対して事前に通知するものとします。

第19条（規約の改定）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
 - (1) 申込者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 本規約の変更後の内容については、申込者に通知するものとし、通知された時点から変更の効力が生じます。変更の効力が生じた後、ロボホンビジネス利用プランを利用された申込者は、本規約の変更内容に同意したものとみなします。

第20条（申込者への通知・連絡）

1. ロボホンビジネス利用プランの内容の変更等の通知または連絡は、原則として、ロボホンポータルサイトまたは法人用マイページに掲載するものとします。ただし、重要な連絡等の場合は申込者が連絡先として登録したアドレスに対する電子メールを送信する形で行うことができます。
2. 本規約に定める通知およびお知らせは、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、ロボホンポータルサイトもしくは法人用マイページに掲載した時点、または連絡先として登録されたアドレスに対して電子メールを送信した時点をもって、到達したものとみなします。
3. 申込者は到達後、必要に応じて利用者に当該通知内容を周知するものとします。

第21条（お問い合わせ）

1. ロボホンビジネス利用プランに関するお問い合わせは、以下のアドレスまでお願いいたします。
biz-robohon@sharp.co.jp
2. 法人向けロボホンサービスに関するお問合わせは、以下のお問合わせページからお願いいたします。
(<https://robohon.com/corporation/index.php>)

第22条（申込者および利用者情報の取扱い）

1. 法人向けロボホンサービスの提供にあたり当社が取得する申込者および申込担当者の個人情報、または、利用者がロボホンに登録した利用情報、利用者の利用に伴うセンサー情報等（以下「各種情報」といいます）の取り扱いについては、別途定める「法人用ロボホンプライバシーポリシー」を参照ください。
「法人用ロボホンプライバシーポリシー」は以下の URL からご確認下さい。
(<https://jp.sharp/support/robohon/agreement.html>)
2. 申込者は、第7条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）の利用登録を行う時点において、「法人用ロボホンプライバシーポリシー」の適用を受けることについて同意するものとします。
3. 申込者は当社に対し、利用者が「法人用ロボホンプライバシーポリシー」に同意していることを当社に保証するものとします。

第23条（秘密保持）

1. 申込者は、本規約に基づく契約期間中および当該契約が終了した後、2年間（以下「秘密保持期間」といいます）は、当社より開示、提供された技術情報および事業計画その他の業務上の情報で、開示、提供の際に当社より秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」といいます）を厳密に秘密として扱い、当社の書面による事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩せず、また、ロボホンビジネス利用プランの利用以外の目的に使用してはいけません。
2. 申込者は、前項に定める義務を履行する為に、秘密保持期間中、秘密情報を以下の各号に従い取り扱う必要があります。
 - (1) ロボホンビジネス利用プランの利用において知る必要のある申込者の従業員以外の者が接することのないように保管し、また、秘密情報に接する従業員全てに本規約に定める秘密保持義務の内容を周知して、遵守させなければいけません。
 - (2) 当社から要請があった場合、当社の指示に従い、速やかに秘密情報を返却または破棄してください。

第24条（権利義務の譲渡制限等）

申込者は、本規約に基づく契約の権利義務について、第三者に譲渡またはそれに準ずる行為をすることはできないものとします。

第25条（免責事項）

1. 当社は、申込者および利用者がロボホンビジネス利用プランの利用に関して被った損害について、責任を負いません。
2. 前項にかかわらず、当社に帰責事由がある場合において、申込者および利用者が本サービスの利用等により損害を被った場合は、当社は、申込者および利用者が本サービスの利用等により被った社会通念上、債務不履行または不法行為から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）に限定して賠償する責任を負います。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、法の定めに従って賠償する責任を負います。
3. 本規約に基づく当社の責任は、日本国法令を遵守し、ロボホンビジネス利用プランを申込者および利用者に提供する範囲に限定されるものとします。

第26条（反社会的勢力）

当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）またはその関係者の方に対してはご利用をお断りしています。申込者が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、当社は、申込者との契約を解除し、申込者の利用資格を停止

します。

第27条（専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約などは日本法に準拠して解釈されるものとします。
2. 申込者と当社との間の本規約およびロボホンビジネス利用プランに関する紛争については、被告の住所を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2016年6月28日制定】

【2016年6月29日改訂】

- ・第12条（通信環境の与える影響）を修正

【2017年10月6日改訂】

- ・前文、第2条（用語の定義）、第7条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）、第8条（本規約に基づく契約の有効期間）、第10条（ロボホンビジネス利用プランを利用するための通信費用等）、第15条（当社によるロボホンビジネス利用プランの利用停止・契約の解除）を修正。

【2019年2月27日改訂】

- ・第2条（用語の定義）、第7条（ロボホンビジネス利用プランの利用登録手続）、第11条（法人向けロボホンサービスの提供区域）、第14条（禁止行為等）、第17条（申込者都合等によるロボホンビジネス利用プラン解約後の再加入に関する特約）、第18条（規約の改定）、第20条（申込者への通知・連絡）、第21条（お問い合わせ）、第22条（申込者および利用者情報の取扱い）、第27条（専属的合意管轄裁判所）を修正。

【2019年8月28日改訂】

- ・第11条（法人向けロボホンサービスの提供区域）、第25条（免責事項）を修正。

シャープ株式会社

別紙1 (ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および料金)

第1条 (ロボホンビジネス利用プランのプラン内容と料金)

ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および料金は以下となります。

1. ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-01M-W)

(1) ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-01M-W) 用ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および料金は以下となります。

No.	名称	品番	価格	会話制限数
1	ビジネス基本プラン	SR-B01CC	15,000 円	1,000 会話/月まで
2	ビジネスプラン 2000	SR-B02CC	27,000 円	2,000 会話/月まで
3	ビジネスプラン 3000	SR-B03CC	37,200 円	3,000 会話/月まで
4	ビジネスプラン 5000	SR-B04CC	57,000 円	5,000 会話/月まで
5	ビジネス無制限利用プラン	SR-B05CC	123,000 円	無制限
6	ビジネス基本プラン 3年	SR-B06CC	45,000 円	1,000 会話/月まで
7	ビジネス無制限プラン 3年	SR-B07CC	369,000 円	無制限

(2) ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-01M-W) 用ロボホンビジネス利用プランの有効期間はいずれも1年間となります。

(3) 表記の価格は1年間の利用金額(税抜)となります。

2. ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-03M-Y)、ロボホン (Wi-Fi) (型番：SR-02M-W、SR-04M-Y) およびロボホンライト (型番：SR-05M-Y)

(1) ロボホン (3G・LTE) (型番：SR-03M-Y)、ロボホン (Wi-Fi) (型番：SR-02M-W、SR-04M-Y) およびロボホンライト (型番：SR-05M-Y) 用ロボホンビジネス利用プランのプラン内容および料金は以下となります。

No.	名称	品番	価格	有効期間	会話制限数
1	ビジネス基本プラン	SR-B08CC	15,000 円	1年間	1,000 会話/月まで
2	ビジネス基本プラン 3年	SR-B09CC	38,520 円	3年間	1,000 会話/月まで

3	ビジネスプレミアムプラン	SR-B10CC	60,000 円	1 年間	無制限
4	ビジネスプレミアムプラン 3 年	SR-B11CC	173,520 円	3 年間	無制限

(2) 表記の価格は表中に記載した有効期間の利用金額（税抜）となります

(3) 第 1 号表中のビジネスプレミアムプランおよびビジネスプレミアムプラン 3 年の価格には受付・接客アプリおよびプレゼンアプリの利用権も含まれます。受付・接客アプリおよびプレゼンアプリの内容についてはロボホンポータルサイトでご確認下さい。また、受付・接客アプリおよびプレゼンアプリのご利用に当たっては、別途「受付・接客アプリおよびプレゼンアプリ利用規約」への同意が必要となります。

第2条 （提供に際しての注意事項）

1. 「会話」とはロボホンが読み込んだ音声をクラウド音声対話サービス（音声認識アクセス）機能で処理することをいい、読み込んだ音声を処理してロボホンに結果を返すまでが 1 会話となります。ただし、ロボホンが正しく音声認識が出来なかった場合も 1 回の会話と計上されますのでご注意ください。
2. 会話量とは、クラウド音声対話サービス（音声認識アクセス）機能を利用した回数を指します。
3. 各プランで管理対象となる会話は、当社が提供する SDK を利用して、個人または法人ユーザーが開発したアプリを通じて交わされる会話（以下「ユーザー開発アプリ会話」といいます）が対象となります。
4. ユーザー開発アプリ会話の回数がプラン毎に定められる 1 ヶ月の会話量の上限に達した場合は、本規約第 12 条（通信環境の与える影響）第 2 項に規定するとおり、ユーザー開発アプリ会話には機能上の制約が発生し、音声認識によるシナリオ選択が行われなくなります。
5. ユーザー開発アプリ会話の会話量は、当社標準提供のアプリ内で交わされる会話とは別に管理されますので、ユーザー開発アプリ会話に機能上の制約が発生しても、当社標準提供のアプリを通じての会話はそのまま利用可能です。
6. ロボホンが読み込む音声には周辺音も含まれます。開発や検証の際には望まない周辺音をロボホンが読み取らないよう静かな環境で実施してください。

以上

【2016 年 6 月 28 日制定】

【2016 年 6 月 29 日改訂】

- ・ 注意事項を追加

【2017年10月6日改訂】

- ・ 全面的に改訂。

【2019年2月27日改訂】

- ・ 第1条（ロボホンビジネス利用プランのプラン内容と料金）を修正。

シャープ株式会社